

〈原 著〉

スポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムに関する研究

(中・高等学校における運動実技の履修実態を踏まえて)

伊藤 政男*・浦井 孝夫**・久保田洋一***
金子今朝秋****・加納 実*・廣瀬 伸良*****

A study on organization of the physical exercise curriculum in the university
of sports and physical education in Japan

(Based on the actual condition how students learn physical exercise in junior high and high school.)

Masao ITO*, Takao URAI**, Youichi KUBOTA***
Kesatoki KANEKO****, Minoru KANO* and Nobuyoshi HIROSE*****

Abstract

In this paper we aim at proposing some approaches of organization of the physical exercise curriculum and a way to improve the method of lessons in the university of sports and physical education. We investigate the following 3 points: ①the actual conditions of the physical exercise curriculum in 18 public and private universities in Japan. ②what sports did students of the faculty of physical education in Juntendo University learn when they were in junior high and high school? and ③how are physical exercise planning formed in junior high and high school?

Our proposals are the following on the investigation.

1) It is very important for making physical exercise curriculum that students of the university of sports and physical education have to experience characteristics of many exercises which are needed at least for a sports leader or a physical education teacher.

2) It is inevitable for a sports leader or a physical education teacher to have experienced a lot of physical exercise sufficiently, to have learned high ability of the exercise and to have acquired excellent leading method. Therefore, taking account of his experience of exercises in his junior high and high school days, abilities should be learned about athletic sports, swimming, apparatus gymnastics and martial arts and leading methods should be learned about ball games in university lessons.

3) As sports and physical education field has a characteristics which competes for the skillfulness, we should reconsider the category of exercises and change it from the division between individual and group sports to the division that are based on the characteristics of such as follow; measurement events (athletic sports, swimming), evaluation events (apparatus gymnastics), judgment events I (ball games) and judgment events II (martial arts). And it is also important that every student can choose any category.

* 体操競技研究室 Seminar of Artistic Gymnastics

** 体育科教育学研究室 Seminar of Sports Pedagogy

*** サッカー研究室 Seminar of Soccer

**** 陸上競技研究室 Seminar of Athletics

***** 柔道研究室 Seminar of Judo

I 問題の所在と動機

教育職員養成審議会は、平成9年7月、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」の第1次答申を発表し⁶⁾、その中で教員養成カリキュラムの具体的な改善方策を提言している。第一は、地球的視野に立って行動するための資質能力を育てること、第二は、変化の時代を生きる資質能力を育てること、第三は、教職とは何かといった教師への志向に関する科目の新設、各教科の指導法に関する科目の重視、教育実習の充実等、実践的指導力の基礎を強固にすることをあげている。このような教員の資質能力の向上を図るに当たっては、特に養成段階において教員を志望する者に最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるとともに、更に積極的に得意分野づくりや個性の伸張を進めることが必要であると述べている。

このことを踏まえて、教員養成のカリキュラム作成に当たっての根拠となる教員免許法が改正されている⁷⁾。

中・高等学校の教員免許状の取得に当たっては、教科指導や生徒指導等に関する科目、教育実習等、学校での教授・指導に直接資する知識および技能を習得させる科目群としての「教職に関する科目」の必修単位数が、中学校では19単位から31単位に、高等学校では19単位から23単位に増加している。一方、初等中等教育段階での教科内容の背景となる専門的な知識および技能の習得に係る科目群としての「教科に関する科目」の必修単位数が中・高等学校のそれぞれについて40単位以上から20単位以上に減少している。したがって、豊かな運動体験、高度な運動技能、優れた指導法を有するスポーツ・体育指導者の養成を行なっているスポーツ・体育系大学においては、運動実技の取得単位数を大幅に減少せざるを得なくなり、運動実技カリキュラムの再編とそれに基づく授業内容の改善が大きな課題となっている。これらの課題を解決する手立てを探るためには、第一に平成10年に告示された「教育職員免許状に関する法令」の改正によりスポーツ・体育系大学は運動実技カリキュラムをどのように再編成したのか、第

二に本学の学生は中・高等学校時代の体育授業でどのような運動種目を履修してきているのか、第三に中・高等学校における運動実技の指導計画がどのように計画され、選択制が実施されているのか、について調査・検討する必要がある。

我が国の小・中・高等学校の学習指導要領は、子供たちの生活の実態とそれらを取り巻く社会の変化に伴ってほぼ10年ごとに改訂されている。現行の学習指導要領は中学校が平成5年から、高等学校が平成6年から施行されており³⁾⁴⁾⁵⁾、次期学習指導要領改訂の告示は中学校が平成10年、高等学校は平成11年になされている。その内容をみると選択制については現行の学習指導要領より一層拡大されている⁸⁾⁹⁾。今後、このような生徒たちがスポーツ・体育系大学へ入学し、大学においても選択制を導入した運動実技カリキュラムにおいて運動種目を選択して履修することとなる。その結果、スポーツ指導者や体育教員として最小限必要な中・高等学校の主要教材となっている運動種目の特性に十分触れる体験がないままに教員免許状を取得して卒業していく者が多くなると予測される。したがって、スポーツ・体育系大学における運動実技カリキュラムの作成と実施に当たっては、スポーツ指導者や体育教員として最小限必要な運動種目の特性に十分触れることができるよう、個人スポーツや集団スポーツといった運動の分類を見直し、スポーツの競技特性を踏まえた運動の分類を検討するとともに選択制に伴う授業内容の改善を図る必要があると考える。

II 研究の目的

本研究は以下の項目について調査し、検討を踏まえてスポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムの作成と授業内容の改善について提言するものである。

- ① 中・高等学校の「保健体育科教育職員免許状」を取得できるスポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムの実態調査
- ② 順天堂大学スポーツ健康科学部在学中の中・高等学校時代の体育授業における運動種目の履修実態調査

③ 中・高等学校の体育授業における運動実技カリキュラムに関する実態調査

Ⅲ 研究の方法

本研究は、次の3つの調査を行った。

1. 中・高等学校の「保健体育科教育職員免許状」を取得できるスポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムの実態調査

調査対象：スポーツ・体育系18大学（国立2大学，私立16大学）を調査対象とした。各スポーツ・体育系大学において，主として中・高等学校の体育の教員養成を目的としている学部および学科・領域・コース等を考慮して調査した。なお，中学校および高等学校の教員免許状を取得する場合，教職に関する科目の単位数は中学校が31単位，高等学校は23単位であることから，単位数の多い中学校31単位を免許状取得に必要な単位数とした。

調査方法：調査資料はスポーツ・体育系18大学に，平成11年度入学者用と平成12年度入学者用のカリキュラムに関する資料を提供していただき，不明な点は文書で確認した。

調査項目：平成10年の法令改正によるスポーツ・体育系大学のカリキュラム上の対応を明らかにする目的で，平成11年度入学者用と平成12年度入学者用のカリキュラムを調査した。

2. 順天堂大学スポーツ健康科学部在学中の中・高等学校時代の体育授業における運動種目の履修実態調査

調査対象：順天堂大学スポーツ健康科学部に在籍する男子学生615人，女子学生299人を対象に平成13年4月に調査した。なお，調査対象数はスポーツ健康科学部の学生総数1,337人の68.8%に当たる。

調査項目：現行の中・高等学校の学習指導要領により，7運動領域31運動種目を対象に履修状況を調査した。

3. 中・高等学校の体育授業における運動実技カリキュラムに関する実態調査

予備調査：千葉県の公立中学校20校ならびに千葉県の公立男女共学全日課程普通科高等学校20校

を対象に実施し，問題点を修正した。

本調査：全国47都道府県を対象に各県の公立中学校437校，公立男女共学全日課程普通科高等学校438校を対象に実施した。なお，都市・農業・漁業・山間部等，特別な区別けは行わなかった。
調査項目：全国公立中・高等学校の体育授業に関する項目として，運動領域・運動実技種目，内容の取り扱い，それぞれの選定や決定理由についての調査を実施した。また，体育教員の専門実技種目についても調査した。なお，本研究では授業内容の取り扱いについて，運動種目を指定している授業を「必修授業」，複数の運動種目から選択させている授業を「選択授業」として表記した。

Ⅳ 結果および考察

1. 中・高等学校の「保健体育科教育職員免許状」を取得できるスポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムの実態調査

教育職員免許状取得に関する法令改正（平成10年文部省告示）により，「保健体育科」の教員免許状を取得するためのスポーツ・体育系大学のカリキュラムは大きく変わった。具体的には，平成11年度入学者と平成12年度入学者のカリキュラムが異なることになった。表1は，平成11年入学者用と平成12年入学者用の免許法で規定されている「教職に関する科目」の一覧表であり，表2は，平成11年入学者用と平成12年入学者用の免許法で規定されている「教科に関する科目」の一覧表である。法令の大きな改正点は，「教職に関する科目」が19単位から31単位（中学校）に増加したこと。「教科に関する科目」が40単位以上から20単位以上に減少したことである。本調査は，この法令改正により，教員養成を行っているスポーツ・体育系大学が運動実技カリキュラム上どのように対応したかを明らかにすることを目的とした。

(1) 教員免許状取得のために必要な総単位数の比較

教員免許状取得のために必要な総単位数は，平成11年入学者用では卒業所要単位124単位に免許法で規定されている「教職に関する科目」19単位を加算した143単位の大学が4大学，146単位まで

表1 免許法で規定されている科目及び単位数「教職に関する科目」
 平成11年入学者対象 平成12年入学者対象

免許法に規定する科目		免許法に規定する科目	
教職に関する科目	単位数	教職に関する科目	単位数
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習過程に関する科目	8	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む.) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2
教育の本質及び目標に関する科目			
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目		6	教育の基礎理論に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育に関する社会的、制度的又は経営的な事項
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む.)に関する科目			
教科教育法に関する科目	2		教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む.) 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法
道徳教育に関する科目			
特別活動に関する科目		4	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目			
教育実習 (事前及び事後指導を含む.)	3	総合演習	2
合計	19	教育実習	中5 高3
免許法施行規則に定める科目区分等		合計	
平成11年入学者(2単位)		中31 高23	
日本国憲法	2単位		
平成12年入学者(8単位)			
日本国憲法	2単位		
体育	2単位		
外国語コミュニケーション	2単位		
情報機器の操作	2単位		

に15大学(83%)が入っていた。147単位以上の大学は3大学(17%)であった。また、卒業所要単位が124単位の大学は15大学(83%)であったが、134単位の大学もあった。当該大学は卒業所要単位として、「教職に関する科目」を8単位履修することを課していた。平成12年入学者用は卒業所要単位124単位に免許法で規定されている「教職に関する科目」31単位を加算した155単位の大学が12大学(67%)であり、159単位までに18大学全てが入っていた。また、卒業所要単位が124単位の大学は16大学(89%)であり、128単位

までに18大学全てが入っていた。

以上のことから、平成11年入学者用および平成12年入学者用とも教員免許状を取得するための総単位数は、卒業所要単位に免許法で規定されている「教職に関する科目」の単位数を加算した単位数または4単位以内の加算で対応していたことがわかった。

(2)「教職に関する科目」の単位数の比較

教員免許法で規定されている「教職に関する科目」の単位数は、平成11年入学者用が19単位、平成12年入学者用が31単位であり、12単位増加した。

表2 免許法で規定されている科目及び単位数「教科に関する科目」 【保健体育】
 平成11年入学者対象 平成12年入学者対象

免許法に規定する科目		
教科に関する科目	最低修得単位数	
	中学校	高等学校
体育実技	5	5
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学」	4	4
及び運動学(運動方法学を含む.)	2	2
生理学(運動生理学を含む.)	2	2
衛生学及び公衆衛生学	2	2
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む.)	5	5
小 計	20	20
合 計 (中学一種・高校一種)	40単位以上	

免許法に規定する科目		
教科に関する科目	最低修得単位数	
	中学校	高等学校
体育実技	1以上	1以上
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学」	1以上	1以上
及び運動学(運動方法学を含む.)	1以上	1以上
生理学(運動生理学を含む.)	1以上	1以上
衛生学及び公衆衛生学	1以上	1以上
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む.)	1以上	1以上
小 計	6以上	6以上
合 計 (中学一種・高校一種)	20単位以上	

平成11年入学者用は19単位の大学が7大学(39%), 22単位までに17大学(94%)が入っていた。平成12年入学者用では31単位の大学が14大学(78%)であった。

以上のことから、「教職に関する科目」の単位数は全ての大学が法令で定める31単位から34単位以内で対応していたことがわかった。また、教職免許法施行規則に定める科目区分の平成11年入学者用の日本国憲法(2単位)ならびに平成12年入学者用の日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作(各2単位)、合計8単位は、18大学全てが卒業所要単位として算入できるようにしていた。

(3) 「教科に関する科目」の単位数の比較

教員免許法で規定されている「教科に関する科目」の単位数は平成11年入学者用が40単位以上、平成12年入学者用が20単位以上である。平成11年入学者用は40単位の大学が14大学(78%), 42単位までに17大学(94%)の大学が入るが、51単位の大学もあった。当該大学は運動実技の単位数が23単位であった。平成12年入学者用では20単位の大学が10大学(56%), 最大48単位までのばらつきがあったが、48単位の大学は平成11年入学者用

と同一の大学であり、運動実技の単位数が15単位であった。

また、「教科に関する科目」は平成11年・12年入学者用とも全18大学が卒業所要単位に算入できるようにしていた。

以上のことから、「教科に関する科目」は平成11年入学者用では14大学が法令で定められている単位数で対応していたが、平成12年入学者用では10大学が法令で定めた単位数で対応していたことがわかった。

(4) 卒業所要単位として課している「運動実技科目」の単位数と教科に関する科目として課している「運動実技科目」の単位数の比較

教員免許法で規定されている単位数は平成11年入学者用が10単位(中学5, 高校5), 平成12年入学者用が2単位以上(中学1単位以上, 高校1単位以上)である。表3は卒業所要単位として課している「運動実技」の単位数と「教科に関する科目」として課している「運動実技」の単位数を比較した表である。表3により、平成11年入学者用の卒業所要単位としての運動実技の単位数は3単位から最大32単位まで、大きなばらつきがあった。卒業所要単位としての運動実技単位数が教員

表3 卒業所要単位に占める運動実技の最少単位数と教職免許状取得のために必要な運動実技単位数

大学名	平成11年度カリキュラム		平成12年度カリキュラム	
	卒業に必要な単位数	免許状取得に必要な単位数	卒業に必要な単位数	免許状取得に必要な単位数
A大学 スポーツ科学科	8	14	8	10
B大学 体育専門学群 スポーツコーチング分野	12	5	12	2
C大学 体育・スポーツ科学課程	10	5	10	1
D大学 体育学科	10	10	12	9
E大学 体育学コース 体育科学コース	8	5	8	1
F大学 体育学コース 学校体育コース	32	23	24	15
G大学 体育学科	24	20	22	10
H大学 運動科学科 スポーツ科学専攻	9	5	9	4
I大学 体育学科	19	5	18	19
J大学 文理学部 体育学科	5	5	11	2
K大学 スポーツ科学科	4	6	4	12
L大学 体育学科	3	5	3	1
M大学 体育学コース	16	14	19	13
N大学 健康科学部 健康スポーツ科学科	6	6	16	4
O大学 体育学部 体育学	9	6	9	6
P大学 体育学コース 体育科学コース	21	18	23	8
Q大学 文学部 教育学科 体育専攻	8	9	8	9
R大学 スポーツ科学科 学校体育コース	23	5	10	4

免許状取得のための単位数より多い大学は14大学（78%）であった。平成12年入学者用の卒業所要単位としての運動実技の単位数は3単位から最大24単位まで、大きなばらつきがあった。卒業所要

単位としての運動実技単位数が教員免許状取得のための単位数より多い大学は14大学（78%）であった。法令改正後、卒業所要単位としての運動実技単位数を減少させた大学は4大学（22%）、増

表4 卒業所要単位にカウントできる「教職に関する科目」

大学名	平成11年度カリキュラム	平成12年度カリキュラム
A大学 スポーツ科学科	なし	なし
B大学 体育専門学群 スポーツコーチング分野	なし	教育実習は専門科目, それ以外8単位を上限としてカウントできる
C大学 体育・スポーツ科学課程	3単位分カウントできる	10単位分カウントできる
D大学 体育学科	なし	教育の基礎理論, 教育の心理, 教育の制度, 教育課程論, 保健体育科教育論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ, 教育方法論, 教育相談 (18単位)
E大学 体育学科 体育科学コース	なし	全ての科目がカウントの対象となっている
F大学 体育学科 学校体育コース	なし	総合演習, 教育相談, 保健体育指導法 (6単位)
G大学 体育学科	なし	教育課程論, 保健体育科教育法Ⅰ, 保健体育科教育法Ⅱ, 体育実技指導研究, 保健指導研究, 教育方法, 生徒指導論 (14単位)
H大学 運動科学科 スポーツ科学専攻	なし	カウンセリング (2単位)
I大学 体育学科	8単位, 卒業要件に課している	全ての科目がカウントの対象となっている
J大学 文理学部 体育学	なし	教育実践指導と教育実習以外の全ての科目がカウントの対象となっている
K大学 スポーツ科学科	なし	倫理学, 教育学, 教育制度論, 教育環境論, 教授学習過程論, 教育心理学, 発達心理学 (14単位)
L大学 体育学科	なし	保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ, 保健体育科教材論, 総合演習 (8単位)
M大学 体育科学コース	なし	教育原論, 教育構造論, 発達と学習の原理, 道徳教育の研究 (8単位)
N大学 健康科学部 健康スポーツ科学科	なし	発達心理学(含, 障害児), カウンセリング概論 (4単位)
O大学 体育学部 体育学	教育原理, 教育心理学, 教育社会学, 教育方法, 保健体育科教育法, 道徳教育の研究, 特別活動の研究, 生徒指導に関する研究, 青年心理学 (18単位)	教職論, 教育原理, 教育心理学, 教育社会学, 教育方法学, 保健体育科教育法1, 保健体育科教育法2, 道徳教育の研究, 特別活動の研究, 生徒指導・教育相談の研究, 生徒指導・進路指導の研究 (26単位)
P大学 体育学科 体育科学コース	なし	総合演習, 体育実技指導法 (4単位)
Q大学 文学部 教育学科 体育専攻	全ての科目がカウントの対象となっている	全ての科目がカウントの対象となっている
R大学 スポーツ科学科 学校体育コース	なし	なし

加させた大学は5大学(28%), 変更なしの大学は9大学(50%)であった。

以上のことから, 教員免許法に規定されている

単位数よりも, 卒業所要単位としての運動実技単位数を重視していることがわかった。

(5) 卒業所要単位に算入できる「教職に関する科目」の単位数の比較と対象科目

表4は、卒業所要単位に算入できる「教職に関する科目」の単位数の比較と対象科目をまとめた表である。表4により、平成11年入学者用では、「教職に関する科目」を卒業所要単位に算入できるようにしている大学は4大学(22%)であったが、平成12年入学者用では16大学(89%)に増加した。平成12年入学者用においては、算入の対象となる単位数は2単位から26単位までとばらつきがあるが、全ての科目を算入できる対象(卒業所要単位の中、自由選択の単位数分を履修できる)としている大学は3大学あった。

以上のことから、教員免許状取得に関する法令改正により、教員養成を行っているスポーツ・体育系大学は保健体育科教員免許状取得を希望する学生に対して次のように対応していたことが明らかになった。

① 「教職に関する科目」の単位数増加に対し、「教科に関する科目」の単位数を減少させ、運動実技科目の単位数も減少させた。

② 「教職に関する科目」を卒業所要単位に算入できるようにすることで、教員免許状取得希望学生の単位数増加による負担軽減を図っていた。

このように、「教職に関する科目」の単位数が増加したことによる学生の負担軽減のためのカリキュラム上の対応は、教員養成を行っているスポーツ・体育系大学学生の実技力および指導能力の低下につながる可能性があり、我が国における体育指導者養成に重大な問題が生ずることが推察される。

2. 順天堂大学スポーツ健康科学部在学生の 中・高等学校時代の体育授業における運動種目の履修実態調査

現行の学習指導要領(平成元年告示)は、中学校が平成5年度、高等学校が平成6年度より施行されている。在籍する4年生は中学1年次に前学習指導要領で学んできており、3年生以下は現行の学習指導要領で学んできている。

(1) 体操領域について

図1より、大学1年生は中学校で67.9%、高等

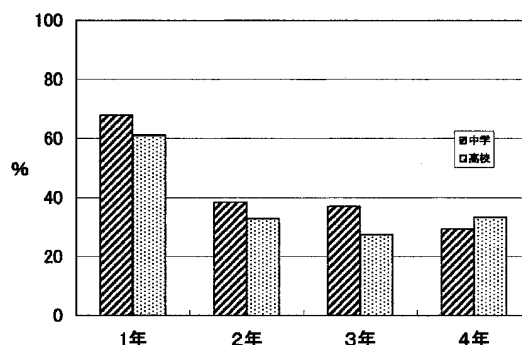


図1 体操領域の履修状況

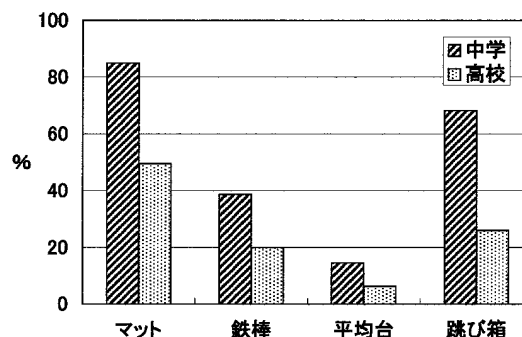


図2 器械運動領域の履修状況

学校で61.1%履修してきているが、2年生から4年生までは未履修者の割合が多く、1年生とは反対の結果となった。体操領域は中・高等学校ともに、各学年において必修であるにもかかわらず、未履修者が多かった。このことは他の領域と異なり、体力向上や健康増進という目標を挙げているだけで具体的な運動種目がとりあげられていないために、現場においても苦慮していることが推察される。また、現行の中学校学習指導要領が平成5年度から施行されたこととも関係し、1年生は施行後3年目に中学校に入学しており、現場としても試行錯誤しながら、徐々に授業内容の充実が図られるようになってきたのではないかと推察される。

(2) 器械運動領域について

器械運動はマット・鉄棒・平均台・跳び箱の4

つの運動種目から構成されている。中学校の1年次は必修であり、2・3年次は選択制となっている。さらに、4つの運動種目から2~3種目を選択して履修できるようになっている。高等学校においては、すべての学年において選択制をとっており、運動種目も選択して履修することになっている。

図2より、マット運動は中学校において84.9%が履修しており、多くの学生が実施してきているが、高等学校になると49.5%と減少傾向にある。鉄棒運動はマット運動に比べると、中学校で38.7%、高等学校で19.9%と履修の割合が低い傾向にある。これは女子の平均台運動との関係から、中学校では実施しているが、高等学校ではほとんど実施していないことが推察される。平均台運動は女子特有の種目であり、本学的女子学生(32.7%)の割合が男子学生(67.3%)よりも少ないことから、中学校で14.5%、高等学校で6.3%という結果であった。

跳び箱運動は、中・高等学校ともにマット運動に続いて2番目に履修者の多い種目であった。鉄棒運動や平均台運動と異なり、男女の性別に関係なく、実施されていることからと推察される。しかし、高等学校になると履修者数は25.9%と中学校の68.1%からは大きな減少傾向にあった。

器械運動の高等学校における履修状況は中学校よりかなり減少傾向にあるといえる。

(3) 陸上競技領域について

中学校における陸上競技の走・跳種目はア. 短距離走・リレー、中・長距離走及び障害走、イ. 走り幅跳びおよび走り高跳びの2つに分類されており、特に投種目はとりあげられていない。1年次は必修であり、2~3年次は選択制となっており、アとイの中から運動種目を選択して履修できるようになっている。高等学校においては、ア. 競走、イ. 跳躍、ウ. 投てきに分類され、すべての学年において運動種目も選択して履修できるようになっている。

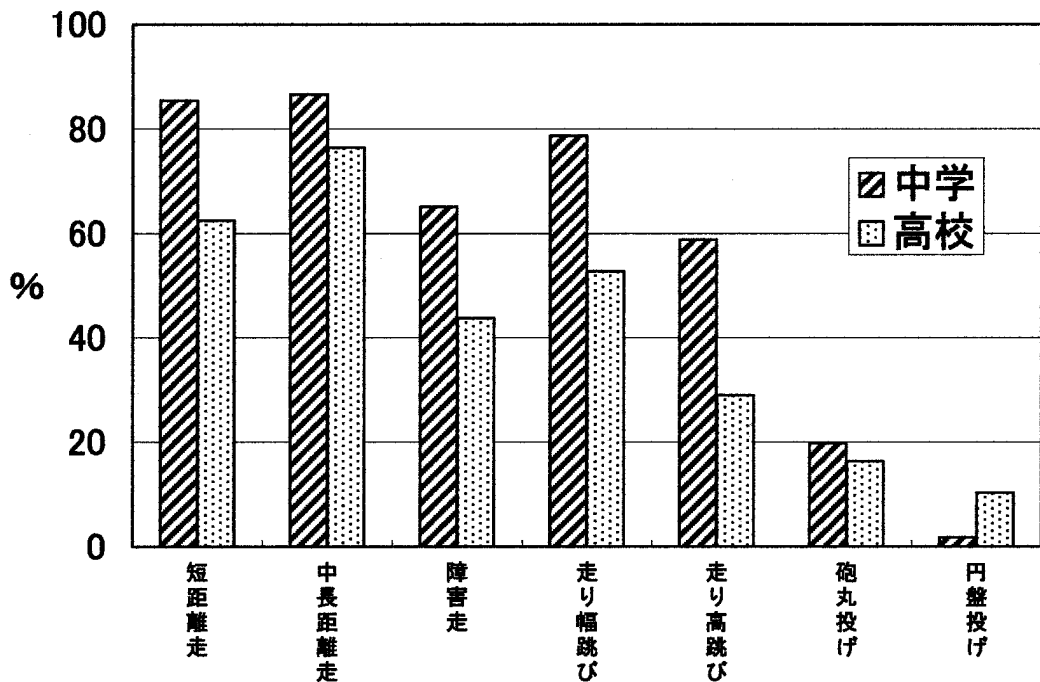


図3 陸上競技領域の履修状況

図3より、走種目が最も履修者が多い傾向にあった。なかでも、中・長距離種目においては中学校で86.6%、高等学校でも76.4%と中・高等学校を通じて、ほとんどの学校で実施されている。このことは、冬の耐寒マラソンや校内マラソン、駅伝大会などの校内行事との関係が大きいものと考えられる。また、短距離種目においても、学校での体育祭や運動会で実施されている種目であり、中学校で85.4%、高等学校で62.5%と多くの学校で実施している。

次に、跳種目である走り幅跳びでは中学校で78.7%、高等学校で52.8%と多くの学生が履修してきている。それに比べ、同じ跳種目の走り高跳びは中学校で58.8%履修しているのに対し、高等学校においては29.0%と減少傾向にあった。

投種目は砲丸投げと円盤投げの2種目についてアンケート調査を行った。砲丸投げは中学校で19.9%、高等学校で16.4%履修してきているが、走・跳種目に比べると、履修者が少ない。また、円盤投げでは実施する場所や危険性の問題からか、中学校ではほとんど行われておらず、高等学校において10.3%が履修している程度である。投種目においては、危険性や用具等の問題から教材として避けられている傾向にあると推察される。

陸上競技も器械運動と同様、中学校に比べると、高等学校での履修者数は減少傾向にあるといえる。しかし、短距離走・リレー、中・長距離走、走り幅跳びは50%以上が履修しており、多くの高等学校で実施されていることがわかる。

(4) 水泳領域について

水泳種目として、中学校ではクロール・平泳ぎ・背泳ぎの3種目、高等学校では中学校の3種目にバタフライ・横泳ぎの2種目が加わる。

中学校の1年次は必修であるが、その後は選択制となっており、それらから選択履修できるようになっている。水泳は施設面から、大半の学校が屋外プールで実施している。そのため、季節に左右され、泳げる時期が限定されることになる。図4のとおり、クロール・平泳ぎの履修者が圧倒的に多く、中学校で85.4%と81.3%であった。高等学校においても、約半数以上がクロールと平泳ぎ

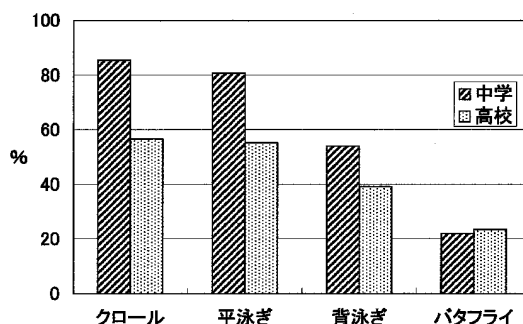


図4 水泳領域の履修状況

を履修してきており、次いで背泳ぎ、バタフライの順番であった。

(5) 球技領域について

球技領域については図5の示すとおりである。領域内の種目が多いため、球技の競技特性別に分類して考察する¹⁾¹⁰⁾。

1) ゴール型 (バスケットボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー)

現行の中学校学習指導要領では、バスケットボールとハンドボール、サッカーとラグビーからどちらかを選択履修することになっているが、前者は圧倒的にバスケットボールの履修者が多く、中学校では94.6%、高等学校では89.9%と高い履修状況であった。一方、ハンドボールは中学校で20.8%であるが、高等学校では27%と増加傾向にあった。

後者のサッカーはJリーグの発足や2002年のワールドカップ開催により人気のあるスポーツであるが、本調査結果では中学校の履修状況は75.0%であり、バスケットボールの94.6%、バレーボールの85.8%に次いで3番目であった。このアンケート調査では性別を問わず累計したため、女子でサッカーを実施している学校が少ないことから推察できる。一方、ラグビーは高等学校の種目として位置づけられており、中学校においては部活動もほとんどなく、学習指導要領にもとりあげられていない。そのため、中学校の3.2%から比べると、高等学校の方が13.8%と多い結果となっている。しかし、全体的に実施している学校は少ないことがわかった。

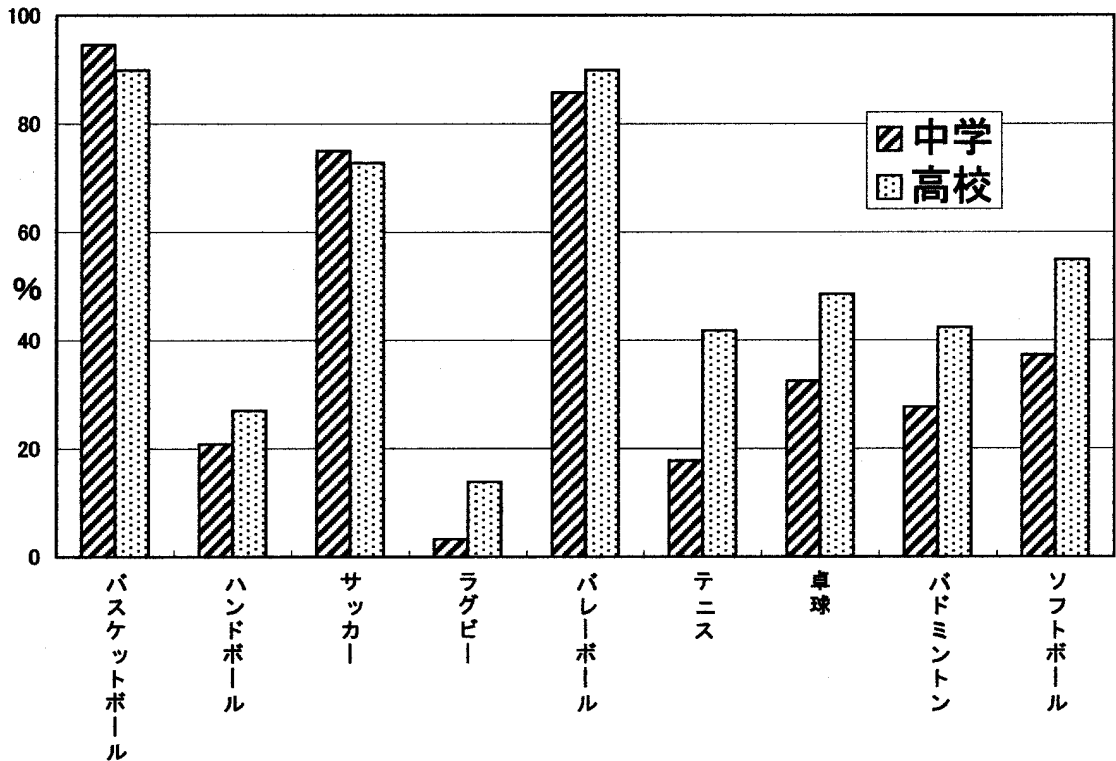


図5 球技領域の履修状況

3) ネット型 (バレーボール・テニス・バドミントン・卓球)

ネット型スポーツを代表するバレーボールは日本のお家芸として、オリンピックにおいても活躍してきており、日本にとっては根強い人気をもつスポーツ種目の一つである。中学校で85.8%、高等学校で89.9%と中学校よりも高等学校の割合の方が高い傾向にあった。一方、テニス・バドミントン・卓球は中学校よりも高等学校の履修者が多く、約半数が履修していた。このことは、レクリエーション的要素が多く、生徒達に好まれる傾向にあると推察される。

4) 野球型 (ソフトボール)

日本における野球の人気は熱狂的なものがあるが、学校体育においては野球ではなく、ソフトボールがとりあげられている。これまでは、主として男子において実施されてきたが、近年は女子

のオリンピック種目にもとりあげられ、男女を問わず実施されており、高等学校においては54.9%と半数以上が履修してきていることがわかる。

(6) 武道領域について

中学校の1年次では、武道とダンスから選択することになっており、その後は球技を含めた選択制となっている。また、武道は主として男子対象の種目であり、柔道・剣道・相撲より選択履修することができるようになってきていることから女子の履修割合は低い。図6より、柔道は中学校で37.6%、高等学校で49.5%と多く実施されていた。一方、剣道は中学校21.2%、高等学校21.7%と中・高等学校ともほぼ同程度の割合であった。これは、剣道の防具や学校の施設・設備との関係から剣道よりも柔道を選定する学校が多かったのではないかと推察される。相撲についてはほとんど実施されていなかった。

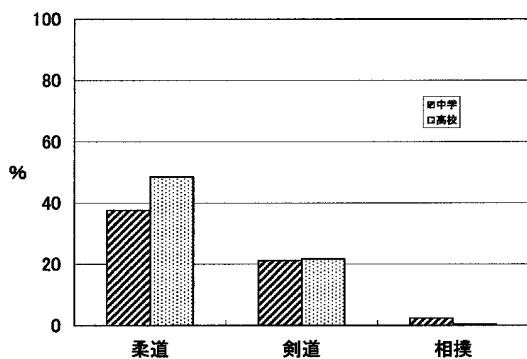


図6 武道領域の履修状況

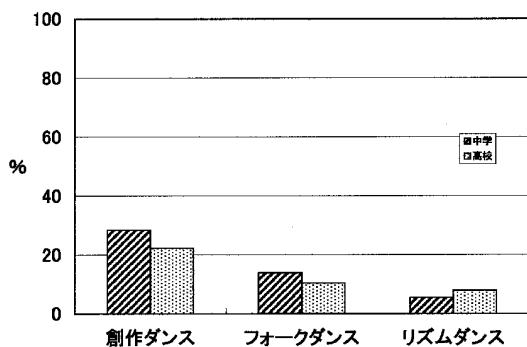


図7 ダンス領域の履修状況

(7) ダンス領域について

武道と同様に、中学校1年次ではダンスと武道から選択することになっており、その後は球技を含めた選択制となっている。また、ダンスは主として女子対象の種目であり、中学校では創作ダンスとフォークダンスからの選択、高等学校ではリズムダンスを加えた3種目から選択履修できるようになっている。図7より、男子学生が多い本学では、ダンスを履修してきた者が少ないのは当然であり、創作ダンスは中学校で28.5%、高等学校で22.2%、フォークダンスは中学校で13.9%、高等学校で10.4%であった。一方、リズムダンスは高等学校で7.9%が履修してきていることがわかった。

以上の結果から、中学校時代は必修授業が多く、運動種目を幅広く履修してきているが、高等

学校時代は選択授業が多く、特定種目を選択して履修してきていることがわかった。高等学校時代の球技種目への偏り、特にレクリエーションの要素の多いネット型の種目が好まれる傾向にあった。このことは、従来のスポーツ種目の分類と選択方法に問題があるのではないかと推察することができる。

3. 中・高等学校の体育授業における運動実技カリキュラムに関する実態調査

本調査は全国の公立男女共学全日制課程普通科高等学校・公立中学校の計875校（高等学校：438校，中学校：437校）に体育授業に関するアンケート調査を依頼し高等学校217校，中学校178校，計395校より回答を得た（回収率45.1%）。また，調査項目については高等学校男子クラスおよび女子クラス，中学校男子クラスおよび女子クラス，男女共習クラスごとに累計処理して検討した。

(1) 高等学校における運動実技の実施状況

1) 体育授業で取り扱われる運動領域について

本調査における体育授業で取り扱われている運動領域は表5のとおりである。今回調査した高等学校においては、男子クラス全体で球技領域の必修授業が715時数展開されており全体の41%を占めた。次いで、陸上競技領域が371時数（21.2%）、水泳領域が228時数（13%）、武道領域が219時数（12.5%）であり、他の運動領域については6%以下であった。また、女子クラス全体においては球技領域の必修授業が718時数展開されており全体の41.4%を占めていた。次いで、陸上競技領域が385時数（22.2%）、水泳領域が203時数（11.7%）展開されていた。その他女子クラスではダンス領域が155時数（8.9%）であり、武道領域が0.4%であった。

更に、高等学校男子クラスで取り扱われている選択授業においては、球技領域の取り扱いが969時数展開されており、全体の80.8%を占めた。次いで、武道領域が126時数展開されており10.5%を占めた。また、女子クラスにおいては球技領域の取り扱いが1005時数で全体の85.7%を占めており、男子クラスに比較しても球技領域の実施率が高い傾向であった。これらの結果は選択授業にお

表5 高等学校体育授業における運動領域別取り扱い時数

運動領域	男子クラス															
	必修授業						選択授業									
	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体				
時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	
体づくり運動	44	5.3	34	5.2	24	8.7	102	5.8	1	0.4	2	0.5	3	0.5	6	0.5
器械運動	59	7.2	41	6.2	3	1	103	5.9	10	4	12	3.1	10	1.7	32	2.6
陸上競技	183	22.4	123	18.8	65	23.7	371	21.2	13	5.3	9	2.3	6	1	28	2.3
水泳	113	13.8	73	11.1	42	15.3	228	13	1	0.4	7	1.8	11	1.9	19	1.5
球技	305	37.3	288	44.1	122	44.5	715	41	151	61.6	297	77.9	521	90.9	969	80.8
武道	110	13.4	94	14.3	15	5.4	219	12.5	61	24.8	48	12.5	17	2.9	126	10.5
ダンス	1	0.1	0	0	1	0.3	2	0.1	8	3.2	6	1.5	5	0.8	19	1.5
その他	1	0.1	0	0	2	0.7	3	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0

運動領域	女子クラス															
	必修授業						選択授業									
	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体				
時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	
体づくり運動	49	5.9	40	6.1	29	10.9	118	6.8	1	0.4	1	0.2	2	0.3	4	0.3
器械運動	86	10.4	40	6.1	7	2.6	133	7.6	12	5.1	10	2.6	7	1.2	29	2.4
陸上競技	177	21.5	144	22.2	64	24	385	22.2	12	5.1	9	2.3	4	0.7	25	2.1
水泳	81	9.8	77	11.9	45	16.9	203	11.7	1	0.4	5	1.3	7	1.2	13	1.1
球技	344	41.9	275	42.5	99	37.2	718	41.4	171	74	317	84	517	91.6	1005	85.7
武道	5	0.6	0	0	2	0.7	7	0.4	20	8.6	19	5	12	2.1	51	4.3
ダンス	74	9	66	10.2	15	5.6	155	8.9	14	6	15	3.9	12	2.1	41	3.4
その他	4	0.4	4	0.6	5	1.8	13	0.7	0	0	1	0.2	3	0.5	4	0.3

*小数点第2位四捨五入

いて取り扱われる運動領域が球技種目に偏っていることを示しており、男子クラスで80%、女子クラスで85%の授業展開がみられた。また、男女クラスとも必修授業として多くの時数を取り扱っていた陸上競技領域も減少しており、男子クラスでは武道領域を除く他の運動領域は3%以下、女子クラスではダンスを除く他の運動領域はすべて5%以下の展開となっていた。これら球技種目以外の運動領域は調査した学校数から検討しても選択授業としての取り扱い率が極めて低いことを示している。

2) 運動領域・運動種目の選定理由およびその取り扱い(必修・選択)の決定理由

図8が示すとおり、高等学校における運動種目

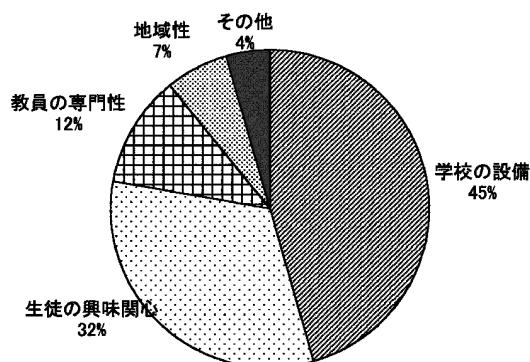


図8 高等学校の体育授業における運動種目選定理由

の選定理由として最も多かったのが「学校の設備による選定」であり全回答の45%であった。また、「生徒の興味・関心による選定」が32%と続き、「体育教員の専門性による選定」は12%であった。

また、内容の取り扱い(必修・選択)の決定理由についても「学校の設備による決定」が最も多く、全回答の39.9%であった。また、「生徒の興味・関心による決定」が32.8%、「体育教員の専門性による決定」が10.9%であり、種目の選定や内容の取り扱いの決定理由はほぼ同様の傾向を示した。

高等学校の体育授業の実態においては、特に選択授業で取り扱われる運動領域に著しい格差が生じていることが明らかになった。公立の男女共学全日制普通科高等学校が調査対象であることを考慮すると、特別な運動領域の設備のみが充実しているとは考えられない。つまり、種目の選定や内容の取り扱いの決定理由でもっとも回答の多かった「学校の設備による」では体育授業で取り扱われる運動領域に極端な格差が生じているとは考えられない。つまり、これらの理由の他に「授業運営の安全性」や選択制導入の際の「生涯スポーツを見据えた運動体験」など、教員側のねらいが含まれていることが推察され、これに「ゲーム性」や「レクリエーション性」などの「生徒の興味・関心」を融合させた運動実技カリキュラム編成がなされているものと推察される。

また、「教員の専門性による」については種目および内容の取り扱いともに全体の約10%であった。球技を専門とする教員数の多いことが体育授業で球技種目を多く展開することになる可能性は大きい。最も教員数の多い陸上競技の授業をみると、学年進行に伴って減少している。このことから体育教員の専門性が種目の選定に必ずしも大きく影響しているとは考えられないが、学校によっては運動種目や内容の取り扱いに教員の専門性が関与している可能性も考えられる。

このように高等学校の体育授業、特に選択授業における球技領域への偏りは、学習指導要領に示されている「選択制導入のねらい」や「学校の設

備」、「生徒の興味・関心」を理由に各運動領域の著しい格差を生みだしている。しかし、運動教材として選定されている運動の経験が心身の発育・発達に与える影響等を考慮すると、必修授業で多くの種目の特性に触れさせる設定が必要であると考えられる。しかしながら、実際には必修授業で取り扱われている運動領域についても領域格差が生じている。これらの状況を考慮すると、高校学校3年間の体育授業において、未経験ならびに経験の浅い運動領域・運動種目が存在することが示唆される。

(2) 中学校における運動実技の実施状況

公立中学校で展開されている体育授業は男子クラス、女子クラス、男女共習クラスに分類できる。本調査における男女共習クラスの授業時数については男子クラス・女子クラスの2つに分けて累計処理し、検討した。

1) 体育授業で取り扱われる運動領域について

本調査における体育授業で取り扱われている運動領域は表6のとおりである。今回調査した中学校男子クラス全体では、球技領域の必修授業が904時数展開されており、全体の29.5%を占めた。次いで、陸上競技領域が873時数(28.4%)、水泳領域が430時数(14%)、器械運動領域が373時数(12.1%)であり、その他の運動領域については10%以下であった。また、女子クラス全体では、球技領域の必修授業が786時数展開されており全体の26.6%を占めた。次いで、陸上競技領域が846時数(28.7%)、水泳領域が400時数(13.5%)、器械運動領域が391時数(13.2%)であり、その他の運動領域については10%以下であった。また、男子クラスと比較するとダンス領域の取り扱いが多いのに対し、武道領域の扱いは少ないことがわかった。

この結果は各運動領域内で取り扱われる運動種目数に違いはあるものの、各運動種目の実施時数が均等に展開されていないことから、必修授業で取り扱われる運動領域数にばらつき傾向があると推察できる。しかしながら、高等学校と比較すると球技運動領域への偏りは緩やかであり、陸上競技領域や水泳領域、器械運動領域の授業時数も確

表6 中学校体育授業における運動領域別取り扱い時数

運動領域	男子クラス																					
	必修授業								選択授業													
	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体						
時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	
体づくり運動	69	5.3	66	6.7	67	8.4	202	6.5	0	0	3	0.4	2	0.2	5	0.3						
器械運動	190	14.7	109	11	74	9.3	373	12.1	9	5.7	76	12.5	83	10.6	168	10.8						
陸上競技	365	28.3	288	29.2	220	27.7	873	28.4	24	15.2	118	19.4	175	22.4	317	20.5						
水泳	177	13.7	137	13.9	116	14.6	430	14	13	8.2	43	7	49	6.2	105	6.7						
球技	366	28.4	297	30.2	241	30.3	904	29.5	73	46.4	288	47.3	386	49.4	747	48.3						
武道	102	7.9	76	7.7	68	8.5	246	8	26	16.5	45	7.4	54	6.9	125	8						
ダンス	15	1.1	7	0.7	5	0.6	27	0.8	12	7.6	35	5.7	30	3.8	77	4.9						
その他	4	0.3	3	0.3	2	0.2	9	0.2	0	0	0	0	1	0.1	1	0.01						

運動領域	女子クラス																					
	必修授業								選択授業													
	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体	1年	2年	3年	全体						
時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	時限数	%	
体づくり運動	72	5.7	66	7.1	67	8.7	205	6.9	0	0	0	0	2	0.2	3	0.1						
器械運動	185	14.7	113	12.1	93	12.1	391	13.2	7	4.5	7	4.5	90	11.4	167	10.8						
陸上競技	372	29.6	271	29.1	203	26.6	846	28.7	19	12.2	19	12.2	175	22.2	311	20.2						
水泳	163	13	130	13.9	107	14	400	13.5	14	9	14	9	53	6.7	100	6.5						
球技	331	26.4	252	27.1	203	26.6	786	26.6	78	50.3	78	50.3	380	48.4	745	48.5						
武道	36	2.8	19	2	15	1.9	70	2.3	22	14.1	22	14.1	45	5.7	114	7.4						
ダンス	91	7.2	74	7.9	73	9.5	238	8	13	8.3	13	8.3	40	5	93	6						
その他	3	0.2	4	0.4	2	0.2	9	0.3	2	1.2	2	1.2	0	0	2	0.1						

*小数点第2位四捨五入

保されていることが理解できる。また、学年別に検討してみても学年進行に伴って取り扱い授業時数が極端に減少傾向をみせる領域はなかった。

次に、中学校男子クラスの選択授業においては球技運動領域の取り扱いが747時数展開されており、全体の48.3%を占めた。次いで、陸上競技領域が317時数で20.5%を占め、器械運動領域が168時数で10.8%と続いていた。また、女子クラスでは球技領域の取り扱いが745時数展開されており、全体の48.5%を占めた。次いで陸上競技領域が311時数で20.5%を占め、器械運動領域が167時数で10.8%となっていた。

これらの結果から中学校の選択授業において取り扱われる運動領域は球技種目が最も多く、選択

授業の約50%展開されていることがわかった。また、必修授業では実施時数が多かった陸上競技領域、器械運動領域も若干の減少傾向はあるが取り扱っていた。つまり、中学校で取り扱われる運動領域は球技領域への偏りは多少あるものの、高等学校で顕著にあらわれた球技領域種目への極端な偏りはみられず、むしろ陸上競技領域、器械運動領域も高等学校に比較して多く取り扱われていることを示している。この結果は中学校の体育授業の特徴を示していると考えられる。

2) 運動領域・運動種目の選定理由およびその取り扱い(必修・選択)の決定理由

図9に示すとおり、中学校における体育実技種目の選定理由として最も多かったのが「学校の設

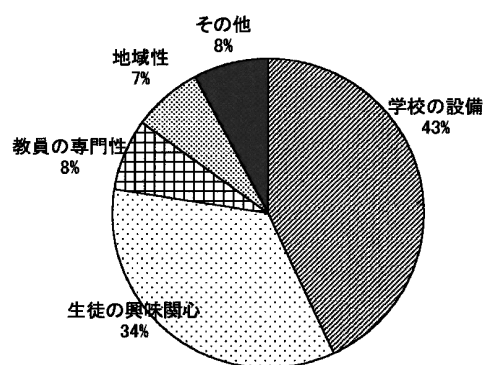


図9 中学校の体育授業における運動種目選定理由

備による選定」であり全回答の43%であった。次に、「生徒の興味・関心による選定」34%が続き、「体育教員の専門性による選定」は7.6%、「地域性による選定」は7.2%であった。

また、種目の取り扱い（必修・選択）の決定理由についても「学校の設備による決定」が最も多く、全体の39.6%であった。また、「生徒の興味・関心による決定」が36.6%、「体育教員の専門性による決定」が10.2%であり、種目の選定や内容の取り扱いの決定理由はほぼ同様の傾向を示した。

中学校体育授業の実態は、低学年次の必修授業が確保されていること、ならびに選択授業における各運動領域内での種目の授業時数が確保されていることが特徴的であった。種目の選定や内容の取り扱いの決定理由は「学校の設備による」が最も多いが、幅広い領域内の運動種目選定は「多種目にわたる運動経験」や選択制導入の際の「積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる」などの教員側のねらいが含まれていることが考えられる。これに加えて、「ゲーム性」や「レクリエーション性」といった「生徒の興味・関心」を考慮したうえでの運動実技カリキュラム編成がなされているものと推察される。

また、「教員の専門性による」については種目選定および内容の取り扱い決定で平均8.9%を占めた。球技を専門とする教員数が、体育授業で球技種目が多く取り扱われることに影響している可能性はあるが、最も教員数が多い陸上競技の授業

実施率は、高等学校ほど顕著ではないものの学年進行に伴い選択授業で減少している。このことから、各中学校における教員の専門性が種目選定や内容の取り扱いの決定に関与を示すことはあっても、直接的にカリキュラム編成に影響していることはないと推察できる。

以上のことより、中学校における低学年次の必修授業では授業時数が一部の種目に偏ることなく確保されていることが特徴的であった。また、選択運動領域についても球技領域の割合は増加したが、他領域は必修運動領域と同程度の実施率を保っていた。特に、高等学校の選択授業で極めて実施率の低い陸上競技や器械運動も多く実施されていた。

V まとめ・提言

1. まとめ

本実態調査は、次のようにまとめられる。

- ① スポーツ・体育系大学のカリキュラム調査においては、法令改正による「教職に関する科目」の単位数増加に伴い、「教科に関する科目」を減少させ、「運動実技」の単位数も減少させていた。
- ② 選択制が導入された教育課程で学んだ学生の履修状況により、70%以上の学生が受講していた運動領域・種目は中学校で4領域9種目、高等学校で2領域4種目であり、特に球技領域の種目に偏った傾向が顕著であった。現行の学習指導要領に示されているスポーツの分類は個人スポーツと集団スポーツでなされていることから集団スポーツとして取り扱われる球技領域の種目に偏っていると考えられる。
- ③ 高等学校における体育授業においては取り扱われる運動領域時数に偏りがみられ、特に球技領域の種目取り扱いは、開講されている選択授業時数の約83%を占めていた。

2. 提言

本調査の検討を踏まえ、中・高等学校の保健体育科教員の養成を行っているスポーツ・体育系大学のカリキュラム作成にあたっては次のことを考

慮すべきであることを提言する。

1) 教員免許法の改正により、「教職に関する科目」の単位数が増加し、「教科に関する科目」の単位数が減少した。多くのスポーツ・体育系大学はこの法令改正に則して「運動実技」の単位数を減少させ、運動実技カリキュラムを再編していた。このことは、中・高等学校の学習指導要領に示された主要教材の運動経験のないままにスポーツ・体育指導者を排出することになり、我が国におけるスポーツ・体育科教育にとって重大な問題である。

運動指導は、運動を覚えたい者と覚えさせたい指導者によって成立する。指導者は運動を覚えたい者の運動経過を観察し、運動実施者の内観に共感しつつ助言して目標とする運動を獲得できるように指導が求められる。当該運動種目の体験ならびに類似した運動経験なしには運動指導は成立しないことから、学生たちが最小限必要な運動種目の特性に触れることができるような運動実技カリキュラムに改善する必要がある。

2) スポーツ・体育指導者には、豊かな運動経験、高度な運動技能および指導法の習得が不可欠であるが、在学生の中・高等学校時代の選択履修状況を鑑みて、大学においてはスポーツの競技特性に応じて、授業内容における技能習得と指導法の比率を考慮すべきである。すなわち（器械運動、陸上競技、水泳、武道）領域は技能習得を、球技領域は指導法の比率を高めた授業内容にすべきである。

3) スポーツ運動領域は技能を競い合う特性を有していることから、スポーツ・体育系大学におけるスポーツの分類は、個人スポーツや集団スポーツによる分類ではなく、競技特性別の分類、すなわち「測定競技（陸上競技・水泳）、採点競技（器械運動）、判定競技Ⅰ（球技）、判定競技Ⅱ（武道）」に改め、それらから選択履修できるように改めるべきである。また、中・高等学校の学習指導要領もこのような分類に改める必要があると考える。

本研究は、平成13年度順天堂大学スポーツ健康科学部学内共同研究に採択されたものである。研究分担者は、以下のとおりである。

- ① 中・高等学校の「保健体育科教育職員免許状」を取得できるスポーツ・体育系大学の運動実技カリキュラムの実態調査（伊藤政男，浦井孝夫）
- ② 順天堂大学スポーツ健康科学部在学生の中・高等学校時代の体育授業における運動種目の履修実態調査（金子今朝秋，加納 実）
- ③ 中・高等学校の体育授業における運動実技カリキュラムに関する実態調査（久保田洋一，廣瀬伸良）

文 献

- 1) 金子明友：体操競技のコーチング，第1版，18-22，大修館書店，(1974)
- 2) 金子明友，他：高等学校学習指導要領の展開，42-50，明治図書出版，(1990)
- 3) 文部省：小学校学習指導要領，98-104，大蔵省印刷局，(1989)
- 4) 文部省：中学校学習指導要領，76-81，大蔵省印刷局，(1989)
- 5) 文部省：高等学校学習指導要領，88-91，大蔵省印刷局，(1989)
- 6) 文部省：教育職員養成審議会・第1次答申，大蔵省印刷局，(1997)
- 7) 文部省：教育職員免許法・同施行規則，大蔵省印刷局，(1998)
- 8) 文部省：中学校学習指導要領，71-76，大蔵省印刷局，(1998)
- 9) 文部省：高等学校学習指導要領，96-100，大蔵省印刷局，(1999)
- 10) 文部省：高等学校学習指導要領解説，45-51 東山書房，(1999)

（平成13年11月30日 受付）
（平成14年3月26日 受理）